

# けんろく通信

弁護士法人  
兼六法律事務所

〒920-0932

金沢市小将町3番8号

TEL 076-232-0130

FAX 076-232-0129

URL:<http://kenroku.net/>

平成27年12月 第21号



(金沢城公園 石川門)

## 目 次

弁護士法1条再考	2	事務員だより	4
インターネットへの書き込みにご用心	2	暮らしに役立つ豆知識	4
特殊詐欺の被害額が増えています	3	編集後記	4
『全国 法律事務所ガイド2016』に 掲載されました	3		



弁護士  
小堀 秀行

## 弁護士法1条再考

弁護士法1条は「弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする」と定めています。弁護士会の役員などが挨拶でよく口にするフレーズです。弁護士会ではあまりに当然のこととして、その内容については深く議論されていませんでした。

そもそも「基本的人権の擁護と社会正義の実現」は、裁判官の使命であり、検察官の使命でもあって、法曹が協力して成し遂げるべき司法制度全体の使命と言えます。なのに、この条文は弁護士の専売特許のごとく宣言しているのです。

このような例は諸外国にもありません。弁護士法の冒頭にこのような条文が設けられたのは、弁護士が直接GHQと掛け合って議員立法により成立させるという異状な時期の異常な手段によって弁護士法が作られたためと言われています。

弁護士の使命を「基本的人権の擁護と社会正義の実現」と宣言することは、弁護士と依頼者との関係を曖昧にする弊害があります。

弁護士は自分の目の前にいる依頼者を正面から見ていません。弁護士の視線は、依頼者から少しづれたところ（基本的人権と社会正義）を向いているようです。これまで、弁護士は依頼者が真に求めているものを知ろうとせず、その要求に真正面から応えようとしていませんでした。ニーズを無視した弁護士は依頼者や社会から良い評価を受けるはずがありません。裁判件数が激減し弁護士が斜陽産業と成り下がった原因の一つです。

依頼者は弁護士に何を求めているのか。弁護士の使命を考え直すときです。



弁護士  
小倉 悠治

## インターネットへの書き込みにご用心

最近、「インターネットの匿名掲示板に自分を誹謗中傷する発言が投稿されている、何とかできないか」という相談が多くなっています。

有名な掲示板で言いますと、「2ちゃんねる」、「爆サイ」等があります。いずれも投稿内容が名誉棄損に該当するものであれば、削除することが可能ですし、一定の期間内であれば書き込みをした人を特定することが可能な場合が多いです。

このような相談が増加する背景には、匿名掲示板に書き込みをする側の意識の問題があります。「匿名だからばれないだろう」という安易な思いで書き込んでいる場合が多くあるわけです。匿名と言っても完全なものではなく、名誉棄損に該当する記事は後から特定可能なわけですし、何より書かれた相手としては傷つくですから、インターネットで発言する場合には十分に気をつけたいものです。





弁護士  
中川 浩輝

## 特殊詐欺の被害額が増えています

2014年度の全国の特殊詐欺の被害額は、559億4354万円であり、統計を始めた2004年度以降最高額でした。2015年度についても、上半期の額は、2014年の上半期の額ほどではないものの、それに次ぐ数字であり、依然として高水準です。特殊詐欺とは、被害者に電話をかけるなど被害者と対面することなく被害者を騙し、指定した預貯金口座へ振込みをさせるなどの行為をいいます。一昔前に流行ったオレオレ詐欺も特殊詐欺の一種です。ただ、最近では、預貯金口座に振り込ませるのではなく、直接被害者宅に現金を取りに行ったり（被害者には、事前に「部下が取りに行く」等と言っておくそうです）、レターパックで現金を送らせたりするケースが多いそうです。被害者としては高齢者が多いのも特徴です。

高齢者が金融機関で焦りながら預貯金を引き出そうとしているのを見て、金融機関の担当者が不自然に思い、高齢者に事情を尋ね、難を逃れるケースもあるそうですが、金融機関の担当者に頼るだけでは限界があるように思います。

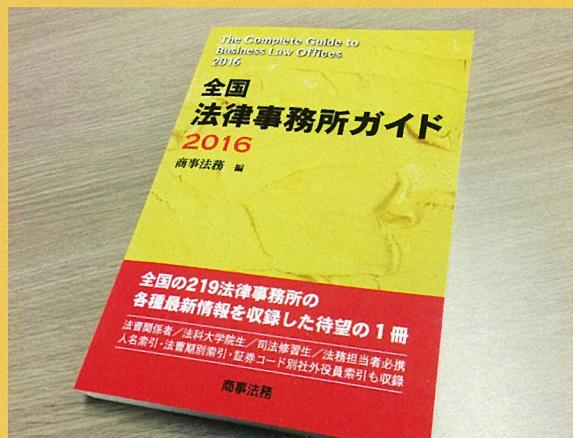
家庭での対策が必要ではないでしょうか。たとえば、自分の子から「携帯電話が壊れたので番号が変わった」などと電話が掛かってきたときは、鵜呑みにせず、一度、前の電話に掛けてみる等家庭でルールを予め決めておけば、被害を避けることは可能です。私も家庭内でルールを決めようと考えています。



## 『全国 法律事務所ガイド2016』に掲載されました

株式会社商事法務が出版している法律事務所ガイドの2016年版『全国 法律事務所ガイド2016』が、今年12月10日に刊行されました。

全国の有力事務所219の中の一つとして当事務所が掲載されています。



## 事務員だより



事務局  
日高 功志

でいっぱいです。

特に近江町市場の混雑ぶりはすさまじく、通りがかりに中をのぞくと、まるで原宿の竹下通りのように人でごった返しています。閑散としていた1年前がウソのようです。

私も裁判所周辺を歩いていると、観光客や修学旅行生に道やバス停をよく尋ねらるようになりました。

観光に来た人がイヤな思いをしないように、できるだけ親切に接するようにしていますが、型どおりの案内はできても、もうワンランク上の「おもてなし」の対応はなかなかできないことが知らされます。

「金沢に行ってよかった」「また金沢に行きたい」と思ってもらえるように、日頃からおもてなしの気持ちをもっておきたいと思います。

## 編集後記

平成17年に「けんろく通信」を発行してから、ちょうど10年が経過しました。

創刊号から順番に誌面を眺めてみると、時の流れを感じます。

ときおり掲載されている自分自身の写真を比べたところ、次第に顔が丸くなっています。節制しないとなあと思いました。

(小山内)



暮らしに役立つ

## 豆知識

No.19

### 相続・遺言書について

ろく美：先日、祖母が遺言書を書くと言い出したのよ。

けん爺：そうか。それはいいことじゃの。

ろく美：何を言っているのよ。祖母はまだ元気なのよ。遺言書なんて、縁起でもないわ。

けん爺：確かに、遺言書というと、死ぬ直前に書くものというイメージがあるからのう。

ろく美：そうよ、そうよ。

けん爺：でも、元気なうちに書いておくと、トラブル防止となり、残された家族のためにとってはいいのじゃよ。

ワシはピチピチ  
じゃぞ☆

けん爺はもちろん  
書いてあるのよね



ろく美：そうなの？

けん爺：相続は、「争族」とも言われて、相続問題をきっかけにして、仲の良かった親戚同士がトラブルになることもあるのじゃ。

ろく美：ふーん。遺産の分け方って、法律で決まっているんじゃないの。

けん爺：確かに、法定相続分というのがあって、一応は法律で決まっておる。

ろく美：法律では、どのように決まっているの？

けん爺：まず、配偶者と子どもがいる場合には、配偶者が2分の1、子どもが2分の1じゃ。子どもが複数いれば、その2分の1を等分することになる。配偶者がいなければ、子どもだけが相続人となるのじゃ。

ろく美：子どもがいなかったら、どうなるの。

けん爺：親がいれば、配偶者と親で分けることになる。配偶者が3分の2、親が3分の1じゃ。配偶者がいなければ、親だけが相続人になる。

ろく美：子どもも、親もいなかったら、どうなるの？

けん爺：兄弟が相続人になる。配偶者がいれば、配偶者が4分の3、兄弟が4分の1じゃ。配偶者がいなかったら、兄弟だけが相続人になるのじゃ。

ろく美：そうやって決まっているんなら、トラブルにならないんじゃないの？

けん爺：遺産には、自宅、田んぼ、預金、現金、株式、貴金属などいろいろとあるから、相続の割合が決まっていても、どのように分けるかを話し合いで決めなければならないことになる。また、特別受益とか寄与分とか、法律上、いろいろな制度があって話が複雑になることもあるのじゃ。

ろく美：そうなんだ。じゃあ、遺言書があれば問題がなくなるの？

けん爺：遺言書があれば、基本的には遺言書の書かれているように遺産分割がなされることになる。相続人で話し合って決めるのではなく、トラブルになりにくいのじゃ。

ろく美：じゃあ、遺言書って、どうやって書けばいいの？

けん爺：それは、次回に話をしよう。